# 放置容器処理大要

昭和63年6月

高 圧 ガ ス 保 安 協 会 中 央 容 器 管 理 委 員 会

#### はじめに

この処理大要は、中央容器管理委員会内に設置された「内容物不明容器処理装置開発検討部会(主査 横浜国立大学 小倉教授)」において、処理装置の開発と併行して作成を進めていたもので、放置容器の処理手順を体系的にまとめたものである。

今後放置容器の処理にあたっては、この処理大要に従って措置されたい。

#### 1. 放置容器の処理について

#### 1.1 放置容器発生時の措置

地方容器管理委員会都道府県支部(以下「容器管理委員会県支部」という)は発見者,都道府県高圧ガス担当課(以下「県担当課」という)若しくは警察署,消防署から放置容器発見の通報を受けた場合,現地へ調査員を派遣し,容器の刻印,塗色,表示(ラベル等),弁等につき外観調査を行い

- 所有者の表示の有無
- 容器の種類 (継目なし, 溶接の別), 製造国名
- 内容ガスの種類
- 容器の腐食状況

について判別し、これら調査結果を県担当課へ報告するとともに、図1に示す手順に 従い措置する。

#### 1.2 所有者判明容器の回収

- (a) 容器所有者を示す登録記号番号又は氏名等の打刻があり所有者が判明した場合
- (b) 中央容器管理委員会事務局を通じて所有者不明容器の記号番号を新聞に公表し 所有者が判明した場合

所有者に引取りを要請する。

#### 1.3 所有者不明容器の回収

- (a) 所有者不明容器のうち外面腐食の軽微な容器は、容器管理委員会県支部が予め 連絡した放置容器保管場所へ移動し保管する。
- (b) 所有者不明容器のうち腐食が著しく移動困難な容器は発見場所付近のより安全と思われる仮保管場所に保管するとともに、2.3項に掲げる手順により措置すること。

なお、移動困難と思われる容器であっても、移動中に損傷を生じないようにクッション等の緩衝材で保護する等をして予め連絡した放置容器保管場所へ移動し保管することが望ましい。

## 2. 所有者不明容器の処理について

## 2.1 内容物判明容器の処理手順

- (a) 容器回収後更に外観精査を行い、これら調査結果を整理し別表1に掲げる調査 表等に記録する。
- (b) 警察署に「遺失物拾得届」を提出する。
- (c) ガス名等の判別 下記手順により内容物を判別する。
  - ① 容器のガス名の刻印,塗色,シンボル等からガスの種類を特定する (主に国産容器)
  - ② 別に定める「内容物不明容器取扱要領」の収録データを活用し、外観調査結果から
    - 内容ガスの種類を判別する
    - 内容ガスが毒性ガスであるか若しくは非毒性ガスであるか判別する (主に外国製容器)
- (d) 内容物判明容器であっても装着弁が良好の場合は、更にガスの種類等を確認した上内容物処理を行うことが望ましいので、2.4項(a)に掲げるところに従い簡易分析を行う。
- (e) 内容物判明容器のうち装着弁が不良の場合

必要に応じて中央容器管理委員会へ内容物不明容器処理装置(以下「デバルバー」という)の配送を依頼し、デバルバーを使用して内容物処理を行うが、処理に先立ち 2.4 項(a)に準じてガスの種類等の確認のため簡易分析を行うことが望ましい。

# 2.2 内容物不明容器の処理手順

(a) 内容物不明容器のうち装着弁が良好の場合

前 2.1 項(c)で内容物不明容器と判別されたものは主に毒性ガスか非毒性ガスか何れとも判別できない容器である。

(例えば 「アルゴンであるかアンモニアであるか?」)

これら容器のうち装着弁が良好で開閉可能のものはガス試料を採取し簡易分析 を行う。

- (b) 内容物不明容器のうち装着弁が不良の場合
  - ① 容器管理委員会県支部は当該容器の内容物処理を行う責任者を選任し、第3 節に掲げるところに従い処理計画を立て県担当課へ届出る。
  - ② 容器及びデバルバーの回送

容器管理委員会県支部は、中央又は地方容器管理委員会が予め定めた内容ガス処理事業所(毒性ガスの処理できる事業所)へ内容物不明容器を移送するとともに、中央容器管理委員会事務局へデバルバーを当該事業所へ配送するよう依頼する。

③ 内容ガス処理事業所においてデバルバーを使用し、ガス試料を採取し簡易分析を行う。

## 2.3 腐食が著しく移動困難な容器の処理手順

- (a) 移動困難で仮保管している容器は、警察署と内容物の早期処理及び空容器の処分について協議を行い、これら処理等につき諒承をうる。
- (b) 容器管理委員会県支部は、当該容器を処理する責任者を選任し、処理計画を立て県担当課へ届出るとともに中央容器管理委員会事務局へデバルバーの配送を依頼する。
- (c) デバルバーに収納

腐食が著しく移動困難な容器は、保管現地においてデバルバーに収納しデバル バー内部の窒素ガス置換を行った後、中央又は地方容器管理委員会が予め定めた 内容ガス処理事業所へ移送する。

(d) デバルバーを使用してガス試料を採取し簡易分析を行う。

#### 2.4 ガス分析方法

(a) 簡易分析法による場合 簡易分析法とは試料ガスが

- ① リトマス試験紙テスト(アルカリ性及び酸性)で反応しないこと。
- ② 検知管式分析により一酸化炭素のほか硫化水素,酸化窒素,硫化カルボニル

等のガスでないことを確認する。

- ③ 内容ガスが空気と触れた時、白煙の発生又は自然発火の現象がないこと。
- の3種類のテスト等を行う。

なおこの3条件とも満足する場合は非毒性ガスと判別し、1条件でも満足しな ければ毒性ガスと判別するものとする。

## (b) 精密分析法による場合

簡易分析法の結果等を参考にし、検知管式分析、ガスクロマトグラフ分析又は 原子吸光分析等により行い、毒性ガスの種類を特定する。

#### 2.5 残ガスの処理

#### (a) 可燃性ガスを廃棄する場合

刻印等によりガスの種類を判別できた容器は、簡易分析により非毒性ガスであることを確認のうえ、一般高圧ガス保安規則(以下「一般則」という)第86条の 廃棄の基準に準じて廃棄する。

なお非毒性と確認したガスであって,可燃性ガスか不燃性ガスかを確認しない場合にあっては,可燃性ガスの廃棄の基準に準じて廃棄すること。

## (b) 毒性ガスを廃棄する場合

精密分析により毒性ガスの種類を特定したうえ適切な除害処理を行うこと。 なお除害処理を行わないで廃棄する場合は一般則第86条の廃棄の基準に準じて 行うこと。

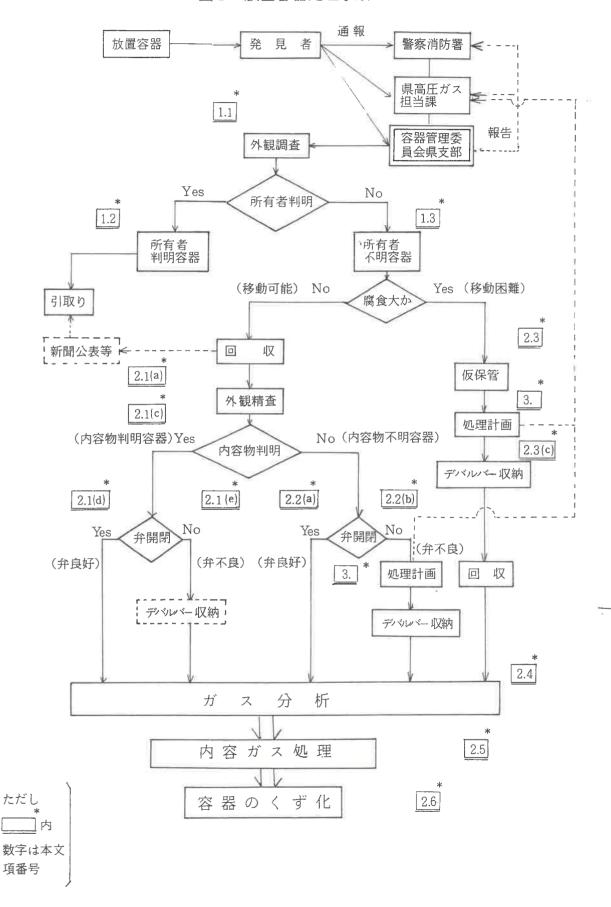
## 2.6 容器のくず化

拾得届提出後所定の保管期間(6ヶ月と14日)を経過しても所有者が不明で所有権 が届出者に移った残ガス処理済の容器はくず化するものとする。

## 3. 内容物不明容器処理計画の届出

容器管理委員会県支部長はデバルバーを使用して内容物不明容器を処理しようとする場合は予め中央容器管理委員会に通報するとともに,都道府県高圧ガス担当課長に様式1により届出で,その写を中央容器管理委員会に送付すること。

図1 放置容器処理手順



## 内容物不明放置容器処理計画届書

昭和 年 月 日

都道府県高圧ガス担当課長 殿

地方容器管理委員会

○ ○ ○ 支部長

氏名 印

- (1) 内容物不明放置容器の概要
  - (i)発見日時及び場所
  - (ii) 容器の記号番号
  - (iii) 容器の数量
  - (iv) デバルバーを必要とする理由
- (2) 処理計画
  - (i) 処理予定年月日

自昭和年月日

至 昭和 年 月 日

- (ii) 処理事業所
- (3) 処理作業責任者
  - (i)氏名
  - (ii) 連絡先, 電話番号
- (4) 添付書類
  - (i)表1に掲げる調査票
  - (ii) 容器の写真等

#### 〔別表1〕

#### 内容物不明容器調查票

昭和 年 月 日

容器記号番号 :

製造規格: 製造国:

容器の種類: 継目なし・溶接

材質: 鋼・アルミ合金・ステンレス鋼

寸法等: 外径 皿,長さ 皿,実測肉厚 皿

実測質量 kg

刻印明細 (胴部にガス名の刻印があることあり)

塗 色 :

ラベル :

シンボル :

#### <外観観察状況>

④ 腐食がひどく運搬すると破損するおそれがある。

⑤ その他 [

)

#### <内容物調查>

- ① 片方を持上げると、中で動くので液化ガスのようである。
- ② 片方を持上げても、中で移動を感じられないのでガスらしい。
- ③ 重くて持上げられない。

#### 保管場所

所 在 地

名 称

電話番号

保管開始年月 昭和 年 月頃

保管前の持込み先 (船,地中堀出し,研究所,高圧ガス関係工場,不明,その他)

≪バルブ≫ 材質 : 鋼, 黄銅, その他

充てん口形式 〔おねじ,めねじ,右ねじ,左ねじ,ヨークタイプ〕

〃 状態 〔正常,やや損傷,接続不能〕充てん口のねじ径 ㎜

バルブの刻印,その他の表示の明細

## <バルブの操作>

- ① バルブを操作したらガスが出た。 ② バルブは正常だが、ガス名が判らないの

- で開けていない。 ③ バルブの腐食がひどいうえ、ガス名が判らないので開けて
- いない。 ④ バルブを開けようとしたが、どうしても開かない。 ⑤ バルブ が損傷しており、開けようにも開けられない。 ⑥ サンプリング 可, 否。

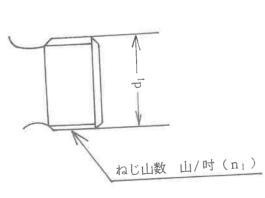
)

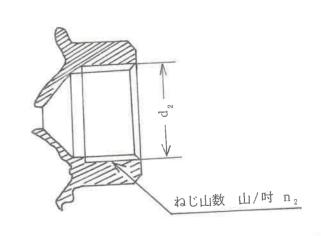
⑦ その他(

- <安全弁> ① ばね式 ② 破裂板式 ③ 溶 栓

  - ④ 破裂板,溶栓併用 ⑤ なし

# <充てん口ねじの寸法>





Ī	充てん口の形式			ねじの区分		ねじ径 (皿)	ねじ山数(山/吋)	備考
	お	ね	じ	右ねた	じじ	d1 :	$n_1$ :	
	め	ね	じ	右おた	じじ	d <sub>2</sub> :	n <sub>2</sub> :	